

いじめ防止基本方針

～全ての児童生徒が安心して楽しく学べる学校であるために～

当別町立とうべつ学園

<はじめに>

いじめは、いじめを受けた児童児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

これらを踏まえながら、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、いじめ防止と根絶のための対策を総合的かつ効果的に図り、とうべつ学園の全ての児童生徒が安心して楽しく学べる学校づくりを推進します。

1、いじめに対する基本姿勢

- ①「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識
- ②「いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識
- ③「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念

本校においては、家庭・地域等と連携を取り、自校の課題を見出し、児童生徒の実態に応じた取組を推進します。また、当別町教育委員会や関係機関等との連携は勿論、小中一貫教育やコミュニティ・スクールを活用し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行います。すべての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合うことができるような取組を進めることで、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにします。

2、いじめの定義、いじめの理解

(1) いじめの定義

いじめとは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第2条）
--

ア 「いじめを受けた児童生徒にも、何らかの原因・責任がある」という考え方はあってはならない。児童生徒をいじめに向かわせることのないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。

イ 児童生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

ウ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。グループ内の「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうこともあり、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢が必要である。

エ インターネット上で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

オ いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合もあることや、多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけではなく、加害児童生徒としても巻き込まれ被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する必要がある。

カ いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、見て見ぬふりをし、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

(2) いじめの理解

○ 児童生徒の善意に基づく行為であっても、いじめにつながる場合がある。

○ 多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけでなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。

○ 事案に応じて「いじめ」という言葉を使わず、柔軟に対応する。

○ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する。

○ いじめが「解消している」状態とは、「①いじめに係わる行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）」「②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の要件が満たされている必要がある。

○ いじめ解消の見極めは、いじめ対策委員会等を活用し、スクールカウンセラーを含めた組織で判断する。

<いじめの内容の態様>

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3、いじめ防止等対策の校内組織

(1) いじめ防止対策委員会

構成は、校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、該当学級担当、養護教諭とし、必要に応じて委員会を開催する。また、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員、少年サポートセンター等）も必要に応じて出席を依頼する。

(2) 活動方針

- ① 基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行、検証、修正の中核を担う。
- ② いじめに関する相談・通報の窓口となる。
- ③ いじめの疑いがある事案や児童生徒の問題行動などに関する情報収集と記録、共有化を図る。
- ④ いじめの情報があった際には速やかに会議を開き、情報の共有、関係児童生徒への事実確認の聴取、指導や支援体制・対策方針の決定、保護者との連携等の対応などが組織的に実施できるようにする。

4、早期発見

(1) アンケート

年2回6月と10月にいじめアンケートを行い、いじめの実態を把握する。11月に行う児童生徒アンケートからも総合的な評価を行う。

(2) 教育相談

定期的な教育相談により、いじめの実態の把握に努める。また、教師と児童生徒とのコミュニケーションを大切にし、いじめを訴えやすい雰囲気を作成する。学年・学級懇談や家庭訪問等を通して、保護者との好ましい人間関係づくりにも努め、相談しやすい雰囲気を作る。

(3) 職員会議・研修

児童生徒の変化について気づいたことや、いじめに関する研修を深め、教職員全体で共有し、多くの眼で児童生徒を見守る。

(4) ネットパトロール

教育委員会等が実施するネットパトロールに加え、学校でも定期的、計画的にネットパトロールを行う。

(5) その他

休み時間や放課後等、様々な場面で児童生徒に寄り添い、見守る。また、相談電話（子供相談支援センター等）を周知する。

5、事案対処

- ① いじめの発見や相談、通報等によっていじめと思われる言動を認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、早期に組織的に対応する。（聴取、記録、報告、家庭訪問等）
ネット上の不適切な書き込み等については、拡散を防ぐため、直ちに削除の措置を取る。
- ② 組織的な対応方針に従い、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しても人格の成長を旨として、教育的な配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- ③ 傍観者の児童生徒達や集団に対して、自分の問題として捉えられるように指導する。また、いじめに加担する行為についても理解させる。
- ④ 全教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得ながら、関係機関と連携を取り指導を続ける。その際、児童生徒の心の傷を癒やすための支援や指導を行っていく。

6、いじめの解消

- ①いじめは安易に解消できるものではなく、被害児童生徒の心身の苦痛の状態等、総合的に判断する必要がある。いじめが止んでいる状態は少なくとも3か月を目安とする。
- ②いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒の安全・安心を確保する。
- ③いじめが再発する可能性を踏まえ、被害児童生徒及び加害児童生徒は勿論、集団についても、日常的に観察する。

7、重大事態への対処

- (1) 重大事態の意味は、法第28条第1項において、次のとおり規定されている。

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の**生命、心身又は財産に重大な被害**が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が**相当の期間**学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○同条第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童児童生徒の状況に着目して判断する。

○同条第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

- (2) 学校による調査

- ①重大事態が発生した場合には、学校は直ちに教育委員会に報告する。
- ②調査については教育委員会の必要な指導や支援を受け、連携して取り組む。

- (3) 実施する調査の内容

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に確認する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- (4) 心のケア

重大事態が発生した場合には、いじめを受けた児童生徒のみならず、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあるため、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

○第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有

○いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会へ報告



重大事態の発生

○教育委員会に重大事態の発生を報告



教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

(1) 学校が調査主体の場合

①学校のもとに、重大事案の調査組織を設置

- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。（性質に応じて適切な専門家を加える方法も考える）

②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかりと向き合おうとする。
- ・これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じた新たな調査を実施する。

③いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法で経過報告する。
- ・関係者の個人情報に十分配慮するが、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠らないようにする。
- ・得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置を考える。

④調査結果を教育委員会に報告（教育委員会から町長に報告）

- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法で経過報告する。
- ・関係者の個人情報に十分配慮するが、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠らないようにする。
- ・得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置を考える。

⑤調査結果を踏まえた必要な措置

(2) 教育委員会が調査主体の場合

教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力